省　令

○総務省令第三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十四条第二項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記予算に関する説明書様式給与費明細書の２⑶エを次のように改める。

エ　昇給

区　分	合　計	備　考
昇給	何　月　何　日	
昇給区分「何々」	何号給以上（高齢層（何歳以上）　何号給以上／管理職層（何級以上）　何号給）	
号給		
昇給区分「何々」	何号給（高齢層（何歳以上）　何号給／管理職層（何級以上）　何号給）	
数		
人事評価結果の活用	有・無	
定期昇給以外の昇給制度	有・無	

別記予算に関する説明書様式給与費明細書の２⑶の備考８を次のように改める。

８　「エ　昇給」は、当該会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。定期昇給以外の昇給制度の有無を記載するとともに、当該制度がある場合には、備考欄において当該制度の概要及び国の制度との異同等を記載すること。

附　則

１　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

２　この省令の施行の日以降において令和八年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

○総務省令第三十六号

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十七条の二第二項の規定に基づき、地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令

地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別記第三号給与費明細書様式給与費明細書の３⑷を次のように改める。

⑷　昇給

区　分	合　計	備　考
昇給	何　月　何　日	
昇給区分「何々」	何号給以上（高齢層（何歳以上）　何号給以上／管理職層（何級以上）　何号給）	
号給		
昇給区分「何々」	何号給（高齢層（何歳以上）　何号給／管理職層（何級以上）　何号給）	
数		
人事評価結果の活用	有・無	
定期昇給以外の昇給制度	有・無	

別記第三号給与費明細書様式給与費明細書の３の（注）５中「９」を「９」に示す「⑷　昇給」の備考欄においても同様の取扱いとする」を加え、９を次のように改める。

９　「⑷　昇給」は、当該会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。定期昇給以外の昇給制度の有無を記載するとともに、当該制度がある場合には、備考欄において当該制度の概要及び一般会計の制度との異同等を記載すること。

附　則

１　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

２　この省令の施行の日以降において令和八年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

規　則

○公害等調整委員会規則第一号

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第五十八条の二の規定に基づき、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十七日

公害等調整委員会委員長　永野　厚郎